

## 松塩地域水道事業広域化研究会 設置要綱 (案)

### (設置)

第1条 長野県水道ビジョンに示す方向性を踏まえ、水道事業の広域化を推進する方策を研究するため、松塩地域水道事業広域化研究会（以下「研究会」という。）を設置する。

### (設置団体)

第2条 研究会は、松本市、塩尻市、山形村及び長野県がこれを設置する。

### (所掌事項)

第3条 研究会は、次の各号に掲げる事項について検討する。

- (1) 水道事業広域化の形態・手法に関する事項
- (2) 関係団体における合意形成に関する事項
- (3) その他水道事業広域化に関し必要な事項

### (組織)

第4条 研究会は、別表1に掲げる構成員をもって構成する。

- 2 研究会に座長を置く。
- 3 座長は、構成員の互選により定める。
- 4 座長は、会務を掌理し、研究会を代表する。

### (会議)

第5条 研究会は、座長が招集する。

- 2 座長は、研究会を主宰する。
- 3 座長は、必要に応じて、構成員以外の者を会議に出席させ、説明等を求めることができる。
- 4 座長は、会議に別表2に掲げるオブザーバーに参加を求めることができる。

### (幹事会)

第6条 研究会の所掌する事務の運営を円滑に行うため、研究会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表3に掲げる幹事をもって充てる。
- 3 幹事長は、幹事の互選により定める。
- 4 幹事会は、幹事長が招集し、その会議を主宰する。
- 5 幹事長は、必要があると認める場合に、幹事以外の者を幹事会に出席させ、説明等を求めることができる。

### (庶務)

第7条 研究会の庶務は、長野県企業局水道事業課で処理する。

### (委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は、座長が研究会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和6年3月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年 月 日から施行する。

別表1（第4条関係）

構成員

団体名	職名
松本市	上下水道局長
塩尻市	水道事業部長
山形村	建設水道課長
長野県	公営企業管理者

別表2（第5条関係）

オブザーバー

団体名	職名
長野県	環境部水道・生活排水課長

別表3（第6条関係）

幹事

団体名	職名
松本市	上下水道局総務課長、上水道課長
塩尻市	上水道課長
山形村	建設水道課長
長野県	企業局水道事業課長、松塩水道用水管理事務所長